

#### 4) 手賀沼・手賀川活用推進協議会

## 手賀沼・手賀川活用推進協議会設置要領

### (設置)

第1条 手賀沼・手賀川やその周辺の豊かな水と緑の空間とこの地域に所在する様々な資源を活用し、地域の魅力向上や交流人口の拡大、地域産業の活性化を図る広域的なまちづくりをさらに推進するため、手賀沼・手賀川活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 協議会は、手賀沼・手賀川やその周辺の資源の活用に関する課題の整理・調整及び具体的な取り組み施策の調査・検討並びに事業の進行管理を行う。

### (構成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 協議会に顧問を置くことができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、関係する者の出席を求め、説明や意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置き、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関しあらかじめ調整するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、会長が属する機関の企画担当課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、議長となる。
- 5 幹事長が必要と認めるときは、関係する者の出席を求め、説明や意見を聴くことができる。
- 6 幹事会の協議経過及び結果は、必要に応じて協議会に報告する。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事会は、その円滑な運営に資するため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、幹事会から委任された事項を処理する。
- 3 ワーキンググループは、幹事が推薦する職員をもって構成する。
- 4 ワーキンググループに座長を置き、幹事長が指名する職員をもって充てる。
- 5 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集し、議長となる。
- 6 座長が必要と認めるときは、関係する者の出席を求め、説明や意見を聴くことができる。
- 7 ワーキンググループの協議経過及び結果は、必要に応じて幹事会に報告する。
- 8 幹事長は、合同ワーキンググループ会議を開催することができる。
- 9 合同ワーキンググループ会議は、必要に応じて幹事長が招集し、議長となる。
- 10 ワーキンググループの庶務は、座長が属する機関の所属課が行う。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、会長が属する機関の企画担当課及び商工観光担当課が担当する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年11月19日から施行する。

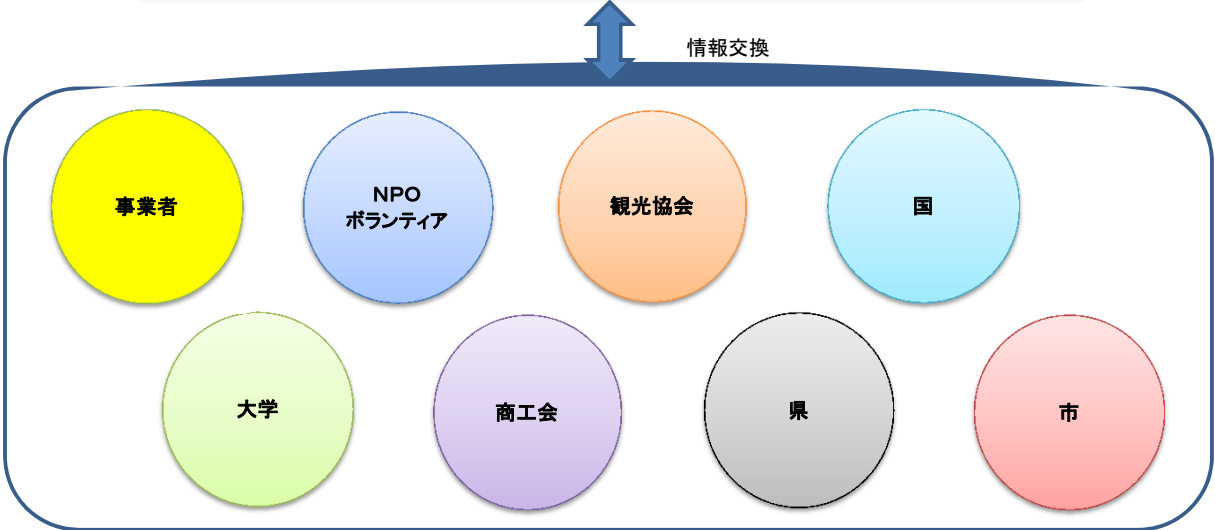
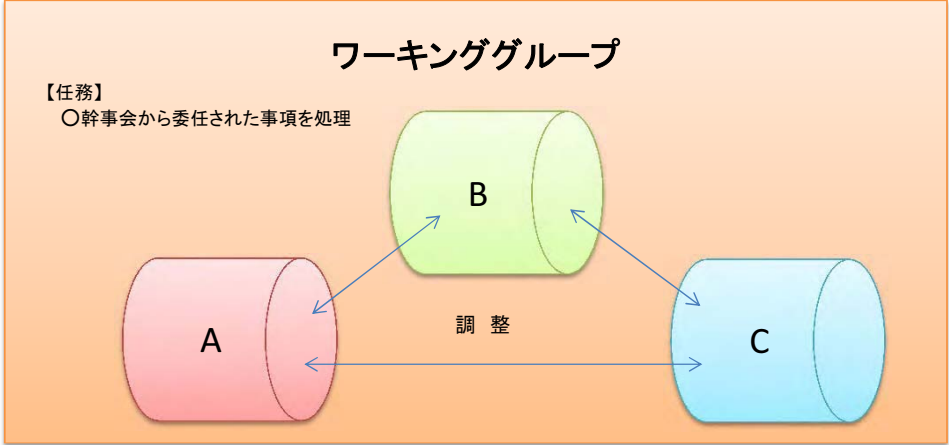
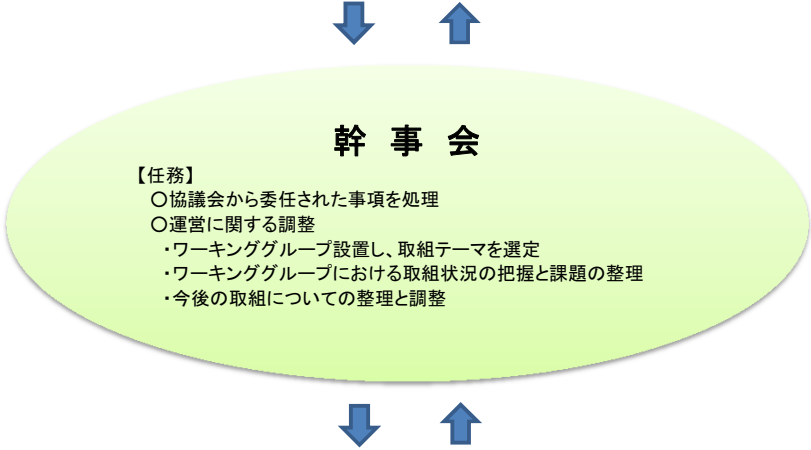
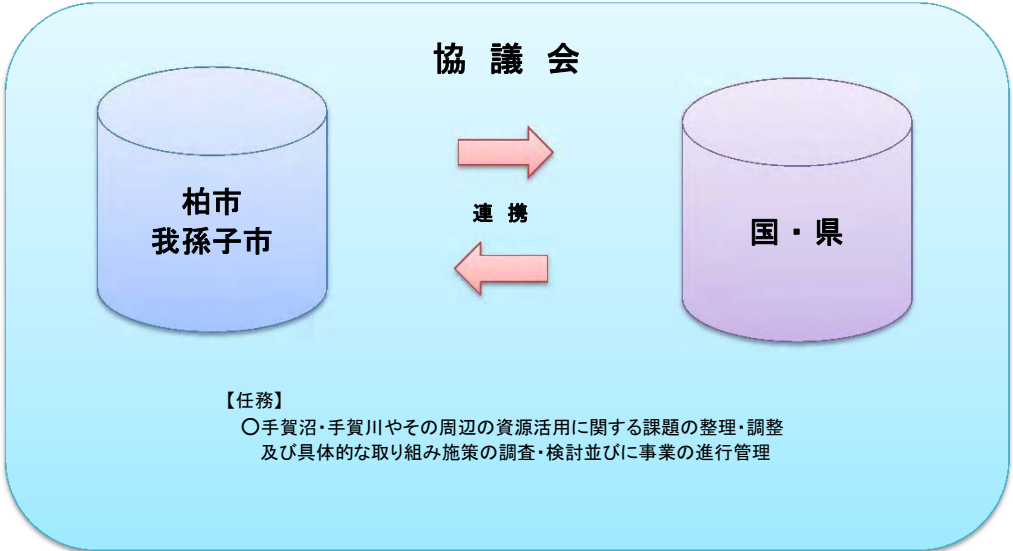
別表第1（第3条関係）

機 関 名	役 職 名
国土交通省利根川下流河川事務所	所長
千葉県東葛飾地域振興事務所	所長
千葉県印旛地域振興事務所	所長
千葉県柏土木事務所	所長
千葉県印旛土木事務所	所長
柏市・我孫子市・印西市	副市長 企画担当部長 商工観光担当部長 農政担当部長 都市計画担当部長

別表第2（第6条関係）

機 関 名	役 職 名
国土交通省利根川下流河川事務所	調査課長
千葉県東葛飾地域振興事務所	地域振興課長
千葉県印旛地域振興事務所	地域振興課長
千葉県柏土木事務所	調整課長
千葉県印旛土木事務所	調整課長
柏市・我孫子市・印西市	企画担当課長 商工観光担当課長 農政担当課長 都市計画担当課長

手賀沼・手賀川活用推進協議会検討イメージ図



手賀沼・手賀川活用推進協議会スケジュール

